

大山町パートナーシップ・ファミリーシップ制度

戸籍の性にかかわらず、互いを人生のパートナー又は家族として尊重し協力し合う継続的な関係を婚姻又は家族に相当する関係と証明することで公的サービスや社会的配慮を受けやすくなります。

証明を受けることで利用しやすくなる制度

大山町以外の都道府県や市区町村で発行された証明書等の提示でも町内でサービスをご利用頂けます(他の地方公共団体との連携)。

- ◎住民票へ「縁故者」と記載できる(希望者のみ)
 - ◎町営住宅への入居申込・同居申請
 - ◎病状説明や治療方針説明へのパートナーの同席(町内診療所のみ)
 - ◎介護用品の給付申請手続き
 - ◎日常生活用具給付申請の代理手続き
 - ◎保育所等の利用申請手続き
- など(詳しくは別紙参照)

届出及び証明について

◆届出

郵送または人権交流センター(別室)にて届出を受け付けます。(事前予約が必要です。)

届出希望日の2週間前までに電話またはメールで予約して下さい。

<予約受付時間>午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝を除く月～金)

電話(人権推進室):0859-54-2286 メール:jinken@town.daisen.lg.jp

※届出の対応は予約制で、人権推進室担当者のみとし、アウトティング(当事者の同意なく第三者に秘密を漏らすこと)を防ぎます。

◆証明書の交付

届出内容を審査し適当と認められた場合、

「大山町パートナーシップ・ファミリーシップ証明書」及び「証明カード」を交付します。

証明書及び証明カードの交付は原則対面で行います。(事前予約が必要です。)

(郵送で届出の場合は後日の交付、人権交流センターでの届出の場合は提出書類に不備等がなければ当日交付します。)

◆必要なサービスを受けるには

必要に応じて役場各課窓口で各種制度申請手続きを行って頂きます。



大山町パートナーシップ・ファミリーシップ制度の届出ができる人

- ①双方が満18歳以上であること
- ②いずれか一方は大山町内に住所を有している人
- ③双方に配偶者(事実婚を含む)がないこと
- ④双方が届出者以外の人とパートナーシップの関係にないこと
- ⑤届出者同士が近親者でないこと(養子縁組によって近親者となった者を除く)

法令等により証明を受けても利用できない制度

パートナーシップ・ファミリーシップ制度の証明を受けても利用できない手続き等もありますのでご注意ください。

- ・相続代表者指定届出(固定資産税等)
- ・農地相続に関すること
- ・水道廃止手続き
- ・特別児童扶養手当給付申請
- ・特別障害者手当(受給者死亡等による未払手当)の受給
など(詳しくは別紙参照)

町民・事業者のみなさまへ

本町のパートナーシップ・ファミリーシップ制度では、SOGIに関わらず自分自身を大切に、互いを認め合える「誰もが自分らしく生きられるまち」の実現を目指し制定したものです。

趣旨をご理解いただき、本制度の利用者が適切なサービスや対応を受けることができるようご協力をお願いします。

SOGI(ソジ)とは?

Sexual Orientation and Gender Identity の頭文字からきています。

◇Sexual Orientation(性的指向)・・・恋愛感情や性的な関心がいずれかの性別に向かうか、の指向

◇Gender Identity(性自認)・・・自己の性についての認識

これらの在り方は多様で、一人ひとりそれぞれ違ってきます。

知らないうちに周りの人を傷つける言動をしていないか、自分自身を見つめ直しましょう。

制度内容を
詳しく知りたい

困っている
悩んでいる
ことがある

申請について
聞きたい

【お問い合わせ】 大山町 総合福祉課 人権推進室
〒689-3223 大山町茶畑1077番地3(人権交流センター内)
電話 0859-54-2286 / FAX 0859-54-2413
メール jinken@town.daisen.lg.jp

